

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月28日
【会社名】	ラサ工業株式会社
【英訳名】	Rasa Industries, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂尾 耕作
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目1番1号
【電話番号】	03(3278)3801(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 仲 裕路
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目1番1号
【電話番号】	03(3278)3801(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 仲 裕路
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2019年6月27日開催の当社第151期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月27日

### (2) 当該決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 期末配当に関する事項

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額 317,039,040円

効力発生日

2019年6月28日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、庄司宇秀、坂尾耕作、永戸正規、安西司、勝本宏、望月哲夫及び仲裕路の各氏を選任するものであります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、後藤秀二、齊藤隆、山下雅之及び中澤登の各氏を選任するものであります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額16,000万円以内（うち社外取締役分は1,000万円以内）とすること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするものであります。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額5,000万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成の割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	47,587	1,250	0	(注)1	可決 97.20
第2号議案 定款一部変更の件	48,636	224	0	(注)2	可決 99.29
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件					
庄司 宇秀	47,318	1,544	0	(注)3	可決 96.60
坂尾 耕作	47,314	1,548	0		可決 96.59
永戸 正規	47,311	1,551	0		可決 96.59
安西 司	47,342	1,520	0		可決 96.65
勝本 宏	47,331	1,531	0		可決 96.63
望月 哲夫	47,335	1,527	0		可決 96.63
仲 裕路	47,332	1,530	0		可決 96.63
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件					
後藤 秀二	46,688	2,173	0	(注)3	可決 95.32
齊藤 隆	44,134	4,727	0		可決 90.10
山下 雅之	46,431	2,430	0		可決 94.79
中澤 登	45,722	3,139	0		可決 93.34
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件	47,220	1,641	0	(注)1	可決 96.40
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	48,435	426	0	(注)1	可決 98.88

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各議案が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上